

## 業務方法書 記載例（要件 2 -② 該当部分）

実地研修の実施方法（要件 2 -②）を業務方法書に追加される場合は、以下の例を参考にしてください。（番号その他様式名等は各事業所で適宜変更してください）

### 【例】

（介護福祉士への実地研修）

第〇条 喀痰吸引等のうち、介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行う。

- （１）喀痰吸引等の行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一第二号の表下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師が当該行為に関し適切にその修得すべき知識及び技能を修得の程度を審査する。
- （２）（１）の審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証（別添 1）を交付する。
- （３）（２）の実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿（別添 2）を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存する。
- （４）実地研修修了証の交付状況について、少なくとも年に 1 回以上高知県知事に報告する。

※実際に登録喀痰吸引等事業者で、介護福祉士への実地研修を行う場合の確認事項等は「（４）登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士への実地研修を行う場合」に掲載しています。実施前にご確認ください。